

電気用品調査委員会の運営手順等に係わる要領

制定：平成26年3月12日

電気用品調査委員会(以下、委員会という)が、以下の審議を行うに当たり、部会及び委員会組織の総体として委員会の運営については、電気用品調査委員会規約(以下「規約」という)にしたがつて行うが、規約に定めのない具体的な手順については、規約第2条第六号、同第11条第4項及び同第13条の規定に基づき、本要領によるものとする。

1. 規約第2条第四号関連(整合規格の審議・確認を求める場合)

1.1 JIS規格を整合規格として確認を行う場合

- (1) 審議・承認を求める小委員会又は団体は、以下の文書を委員長宛に提出する。IEC由来のJIS規格の場合、IEC規格との差異を明確にする。
 - a. 電気用品安全法の技術基準を定める省令の解釈(以下「解釈」という)別表第十二に整合規格として採用を希望する規格の概要(添付・1参照)
 - b. 主な国際規格との差異の概要とその理由(添付・2参照)
 - c. 電気用品安全法の技術基準を定める省令(以下「省令」という)への整合性(添付・3参照)

注；添付・1、2は参考例で、内容が同等であれば形式が異なっても良い。
- (2) 事務局は、解釈検討第2部会に資料を上程する。
- (3) 解釈検討第2部会は、IEC規格との相違点及び省令との適合性等について確認する。解釈検討第2部会は、委員会で審議に必要な資料・論点を整理し、委員会に報告する。報告は、JIS発行後とする。
- (4) 委員会は、省令を満足することを確認する。
- (5) 委員会は、解釈別表第十二に整合規格として採用するための要望書を関係官庁に提出することを審議し、承認後事務局は要望書を提出する。

1.2 承認を求める規格等が団体規格の場合

- (1) 審議・承認を求める小委員会又は団体は、以下の文書を委員長宛に提出する。
 - a. 審議・承認を求める規格
 - b. 解釈 別表第十二に提案する規格の概要(添付・1参照)
 - c. 主な国際規格がある場合は、その規格との差異の概要とその理由(添付・2参照)
 - d. 技術基準省令への整合性(添付・3参照)
 - e. 審査基準との適合性(添付・4参照)

注；添付・1、2は参考例で、内容が同等であれば形式が異なっても良い。
- (2) 事務局は、解釈検討第2部会に資料を上程する。
- (3) 解釈検討第2部会では、上程規格の作成団体での作成プロセス、審査基準との適合性及

び省令との適合性等について確認する。また、主な国際規格との相違点及び電気用品の技術基準省令との適合性等について確認する。解釈検討第2部会は、委員会で審議に必要な資料・論点を整理し、委員会に報告する。

- (4) 委員会は、審査基準との適合性及び省令を満足することを確認する。
- (5) 委員会は、解釈別表第十二に整合規格として採用するための要望書を関係官庁に提出することを審議し、承認後事務局は要望書を提出する。

1.3 委員会の参加団体以外からの提案依頼があった場合

委員会の参加団体以外の団体からの、委員長宛に整合規格の審議・確認・提案の文書による依頼があった場合は、以下のように取り扱う。

- (1) 確認は、上記1.1項又は1.2項に従い行う。
- (2) 審議を求めた団体は、必要な資料(部会、委員会での配付資料、関係官庁への提出資料を含む)を提供する。
- (3) 審議・確認を依頼した団体は部会において説明を行い、審議に参加する。
- (4) 整合規格としての提案においては、審議を求めた団体は事務局に協力する。

2. 規約第2条関連

2.1 関係官庁からの依頼に応じて調査研究を行う場合(第三号関連)

- (1) 国からの依頼があった場合、事務局は、委員会に報告し調査研究を実施の承認後、解釈別表第一から別表第九及び別表第十一に係わる事項については、解釈検討第1部会に上程する。解釈別表第十二に係わる事項については、解釈検討第2部会に上程する。また、解釈別表第十及び別表第十二のうち電波雑音に係わる部分に係わる事項は、電波雑音部会に上程する。
- (2) 当該部会は、依頼された事項の調査研究を行い、その結果を委員会に報告する。必要に応じて、分科会(検討WG又はタスクフォース)を設置し検討を行うことができる。
- (3) 委員会承認後、当該調査研究の依頼元に報告書を委員長名で報告を行う。

2.2 自主的な調査研究を行う場合(第一号、第二号)

- (1) 委員、部会又は委員会の参加団体から電気用品の保安に係わる検討依頼があった場合、事務局は、以下に従って当該部会に依頼があつたことを報告し、対応方針の検討を依頼する。
解釈検討第1部会；別表第一から別表第九及び別表十一に係わる検討
解釈検討第2部会；別表第十二に係わる検討
電波雑音部会；別表第十に係わる検討及び別表十二のうち電波雑音に係わる部分
- (2) 当該部会は、検討依頼があつた事項について、対応を検討し、必要に応じて調査検討を行う。必要に応じて、分科会(検討WG又はタスクフォース)を設置し検討を行うことができる。
- (3) 当該部会での審議結果は、委員会に報告する。
- (4) 委員会は、部会から報告された事項について審議を行い、必要な対応(報告書の承認、公開、提言又は国へ要望書の提出等)を行う。

3. 規約第2条関連(第一号関連;事故事例の調査)

- (1) 事務局で、(独)製品評価技術基盤機構から公表されている事故事例調査結果から電気用品の関する事故事例を抽出して分析する。
- (2) 分析は、公表の時期の関係から1昨年度分について行う。
- (3) 事務局で分析した結果を、事故事例調査部会に提出し、事故時調査部会で内容の審議を行う。必要に応じて、分科会(検討WG又はタスクフォース)を設置し検討を行うことができる。
- (4) 審議の結果、省令上の対応が必要とされる事例について、解釈検討第1部会に検討依頼を行う。
- (5) 事故事例の調査結果を、委員会に報告する。

4. 規約第2条関連(第一号及ぶ第二号関連;電波雑音に関する検討)

- (1) 電波雑音部会は、総務省情報通信審議会答申を受けて、解釈別表第十又は別表第十二のJ規格の制改定について審議する。審議・承認後、委員会に報告する。
- (2) 委員、部会又は委員会の参加団体から電気用品の保安に係わる検討依頼があった場合、それを検討し、委員会に報告する。必要に応じて、分科会(検討WG又はタスクフォース)を設置し検討を行うことができる。
- (3) 委員会は、部会から報告された事項について審議を行い、必要な対応(報告書の承認、公開、提言又は国へ要望書の提出等)を行う。

5. 規約第2条関連(電気用品の解釈の解説の検討)

- (1) 電気用品技術基準解説検討部会は、委員会の参加団体からの解説の追加又は改定要望があった場合、関係部会に解説(案)の検討を依頼する。
- (2) 電気用品技術基準解説検討部会は、解釈検討第1部会等の他の部会が作成した解釈の解説案について審議し、当該解説以外の解説との整合性を確認し、解説(案)を委員会に報告する。
- (3) 委員会は、解説(案)を審議・承認する。
- (4) 委員承認後、事務局は、(一社)日本電気協会出版部と解説発行時期を調整、電気用品調査委員会編として発行する。
- (5) 解説(案)の承認後、発行までに期間がある場合、委員会のホームページでの公開を検討する。

6 国への要望書の提出

- (1) 委員会で確認後、以下の文書を委員長名で要望する。
 - ・ 提案書
 - ・ 整合規格案
 - ・ 審査基準との整合性チェックリスト(JIS規格の場合は不要)
 - ・ 技術基準との整合確認書

注;提案書には、提案日、提案者の名称、規格番号及び名称、廃止すべき旧整合規格の猶予期間等の情報を記載する。

- (2) 事務局は、提出した解釈の改正要望の反映状況を確認し、委員会へ定期的に報告する。

7 規約第 11 条関連(情報の公開等)

7.1 委員会の情報の公開は、委員会のホームページによって行う。

- (1) 事務局は、委員会の開催案内を委員へ送付後、1 週間以内に開催日程、及び審議予定議題を記載した開催案内を委員会のホームページに掲載する。開催案内は、委員会終了後、削除する。
- (2) 事務局は、委員会終了後、委員会のホームページに、2 週間以内に以下の資料を掲載する。
- a. 委員会の審議の概要
 - b. 委員会の議事次第
 - c. 委員会での配付資料
- (3) 事務局は、議事要録が委員会で承認されたら、委員会のホームページに、1週間以内に掲載する。
- (4) 委員会のホームページへの掲載は、原則として 1 年とする。

7.2 事業計画、事業報告の公開

- (1) 事務局は、委員会の事業計画及び事業報告を、委員会承認後 2 週間以内に委員会のホームページで公開する。
- (2) 事業計画及び事業計画の公開期間は、原則 1 年とし、次の年度の事業計画及び事業計画の承認までとする。

7.3 委員会又は資料を非公開とする場合

委員会又は資料を非公開とする場合は、以下のとおりとする。

- (1) 特定の企業等が所有する知的財産権を保護する必要上から、当該知的財産権を所有する企業等からの意思表示があり、その必要があると委員長が判断し、非公開とする場合。
- (2) 個別企業等の企業秘密に関する資料等について、企業秘密について当該企業等から意志表示があり、その必要があると委員長判断し、非公開とする場合。
- (3) 個人情報を保護する必要があると委員長が判断し、非公開とする場合。
- (4) その他、個別に非公開とする必要が生じ、委員長が判断し、非公開とする場合。

7.4 委員名簿の公開

外部より委員名簿の開示要求があった場合、委員会資料であっても、委員名及び所属までを開示し、住所(所属会社を含む)、電話番号及びメールアドレスは開示しない。

8 規約第13条関連(異議申立て)

8.1 質問

事務局は、文書(手紙、電子メール等)で委員会の審議について質問があつた場合、質問者に回答を行う。事務局は、必要に応じて、規格作成部会又は団体に質問を送付し、回答を依頼することができる。

8.2 苦情

文書(手紙、電子メール等)委員会の審議について苦情があつた場合には、事務局は、必要に応じて、規格作成部会又は団体に苦情を送付し、処置を依頼すると共に、処置結果を苦情申し立て者に連絡する。

8.3 異議・告発の申し立て

委員会は、提案団体が作成した整合規格の審議プロセス上の不適切な取扱いに対する外部又は内部からの異議申立て等があつた場合、その事案を処理するために事務局が委員長と相談し対応方針を定め、異議申し立て及び以下の対応を適時、委員会に上程し承認を得る。また、事務局は、異議・告発の申し立て者に対応結果を連絡する。

委員長が、異議申し立ての内容が軽微であると判断した場合には、委員長の判断で対応を行う。異議申し立て及びその対応の記録は保管するものとする。

(1) 異議申し立て等の内容の確認

当該異議申し立て案件について、事務局は内容を確認し、委員長に報告する。委員長は、必要に応じ、当該部会に調査を依頼する。

(2) 原因の調査

異議申し立てが妥当と判断される場合、不適切な取扱いが発生した原因について、委員会は、委員の内から2名の調査委員を選任し、委員会幹事と調査チームを発足させて、発生原因を調査する。

(3) 是正措置

調査チームは、規約改正、審議要領の改定等の必要な提言を委員会に行う。

(4) 是正措置の実施状況の確認

是正措置実施後、2年を経た時点で実施状況を確認報告する。

(5) 制裁措置

不適切な取扱いが確認された規格・基準等は、委員会の承認を取り消すと共に、必要な場合、審議要請の拒否等の制裁措置を行うことができる。

8.4 異議・告発の申し立て者の保護

申し立て者の身元に関する情報は、調査チームが、申し立て者及び委員会の了解を得て、申し立て者の保護の観点から取り扱いを定める。

添付-1 電気用品の技術上の基準の省令の解釈 別表第十二整合規格について
採用する規格の概要

担当小委員会	
事務局	

<規格情報>

規格番号（発行年）	
対応国際規格番号（版）	
規格タイトル	
適用範囲に含まれる主な電気用品名	
廃止する基準及び有効期間	

<規格制改定作業中の審議中に問題となったこと>

添付－2 主な国際規格との差異の概要とその理由

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

(比較国際規格 ;)

項目番号	概 要	理 由

添付－3 技術基準との整合確認書

規格番号： 規格名

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当			
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するためには、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当			
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当			
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当			
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当			

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当			
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当			
第七条 第1項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当			
第七条 第2項	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当			
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当			
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当			

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当			
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当			
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当			
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当			
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当			

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当			
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当			
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当			
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当			
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当			
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当			

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当			
第十九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第二百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当			
第二十 条第1項	表示（長期使用 製品安全表示制 度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当			

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2項	表示（長期使用 製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当			
第二十条第3項	表示（長期使用 製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当			

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第4項	表示（長期使用 製品安全表示制 度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当			

添付－4 審査基準との整合性チェックリスト（JIS以外の規格を整合規格として提案する場合）

規格番号： 規格名：

番号	審査基準	内容	満足	根拠（該当しない場合はその理由）
1	規格の公共性	整合規格として審査の対象となる規格は、特定の事業者、個人だけが利用できるものだけでなく、その利用性について公共性を持つものであること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
2	策定プロセスの公平性・公開性	整合規格案は、その提案プロセスにおいて、 ・偏りのない策定メンバー構成	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
		・議事の公開	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
		・公衆審査の実施	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
		・策定手続きの文書化及び公開など 公平、公開を重視したものであること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
		また、規格作成耐性は、次のような公共性の条件OW負荷する必要がある。 A) 作成は委員会などの構成を通じて、公正、中立であること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
		B) 作成団体は、その委員会規約において、構成員の資格、任期、会議の成立条件、決議方法などが明確であること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
		C) 議事録などの記録を保管し、作成経緯がトレース出来ること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
		D) 作成途中で出された意見が適切に処理されていること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	

番号	審査基準	内容	満足	根拠（該当しない場合はその理由）
3	技術基準との適合性	整合規格案は、技術基準で要求される性能との関係が明確になっていること。 (※) 技術基準で対応する要求のうち、不足がある場合は、不足している要求を明確にする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
4	技術的事項の具体性	技術基準で要求される性能を達成するための必要な技術的事項については、具体的な手法、使用、方法が示されていること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
5	技術的事項の妥当性	整合規格案に示される具体的な手法、仕様、方法について、数値の根拠が明確になっているなど、その技術的妥当性が説明できること。 整合規格に国際規格との差異がある場合は、その理由が妥当であること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
6	優先される規格	電気用品に関する日本工業規格がある場合は、それを優先することを原則とし、ない場合又は合理的な理由がある場合は、民間規格の採用のための評価の対象とする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
7	作成言語	規格は日本語で作成されていること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
8	規格票の様式及び作成方法	規格は JIS Z 8301:2008 「規格票の様式及び作成方法」の様式に従って作成されたものを原則とする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	